

今後の施策の方向（農業）

○ 現行基本法制定後 20 年間の情勢変化と、今後 20 年を見据えた、今後の農業施策の方向を整理。

情勢の変化、課題、展開方向（イメージ）	部会での議論など
1 現行基本法の農業政策の基本的考え方 旧農業基本法は、農業従事者と他産業従事者の所得格差を縮小する等の、農業・農業者視点に立った目的を掲げていたのに対し、現行基本法は、国民全体の視点から政策を遂行することを重視。農業政策についても、国際情勢の変化を踏まえつつ、食料の安定供給と多面的機能の発揮という基本理念の実現のための施策として位置づけられたものであるが、以下の点に留意する必要。 (1) 価格政策の見直し、望ましい農業構造の確立 旧農業基本法では、他産業との所得格差の是正等の目的実現に向けて、農業生産の選択的拡大や生産性の向上、農業経営の規模拡大等のための施策を総合的に講じていくこととされた。しかしながら、米を含む多くの品目で導入された価格政策は、農業所得の確保に強く配慮した運用がなされた結果、需給事情や消費者のニーズが農業者に的確に伝わりにくく、需給のミスマッチを招いた面があった。また、農業構造の改善を制約するといった課題もあり、選択的拡大や構造改善といった施策の効果も十分に発揮されなかった。 また、1995 年の WTO 農業協定の発効も、我が国の価格政策を見直す要因の一つとなった。WTO 協定下では、加盟国は農産物の価格支持の削減や国境措置水準の引下げが求められ、国際的に農業支援策も生産を刺激しない補助（デカップリング）を導入する動きがみられるようになった。 そのため、現行基本法においては、これらの反省や国際情勢の変化	・ 農産物の価格政策については、価格の安定とともに所得確保にも強い配慮が払われてきた結果、 ① <u>需給事情や消費者のニーズが農業者に的確に伝わりにくく、農業者の経営感覚の醸成の妨げとなっている</u> ② <u>零細経営を含むすべての農業者に効果が及ぶため、農業構造の改善を制約している</u> ③ <u>内外価格差の是正につながらず、食料の製品・半製品の輸入の増加や食品製造業の空洞化をもたらし、結果として国産農産物の需要の減少を招いている</u> 等の問題点が指摘されている。 ・ したがって、<u>価格が需要の動向や品質に対する市場の評価を適切に反映し、生産現場に迅速かつ的確に伝達するシグナルとしての機能を十分に発揮できるようにすることが必要。</u> （食料・農業・農村基本問題調査会答申（以下「調査会答申」という。） 第 2 部 具体的政策

を踏まえ、農産物価格が需給事情や品質の評価を適切に反映して形成されるようにし、もって需要に即した農産物の供給を図るという考えのもと、価格政策の見直しを行うとともに、効率的かつ安定的な農業経営が生産の大宗を担う農業構造を確立するという方向性を打ち出した。	の方向 2 我が国農業の発展可能性の追求 (3) 市場原理の活用と農業経営の安定 ア 価格政策における市場原理の一層の活用) - 今日の目的には、価格政策が担うべき機能を改めて点検し、他の政策との役割分担を明確にした運用としていくことが求められている。この場合、<u>WTO（世界貿易機関）体制の下で、農産物の価格支持の削減や国境措置水準の引下げが求められていることにも留意する必要。国際的にも、生産に関連しない直接所得支持政策の導入等の動きがみられ、我が国としてもこれらの動きを注視していくことが重要となっている。</u> (農業基本法に関する研究会報告 III 農業基本法及びそれに基づく施策の評価 3 価格・流通政策 (1) 価格政策 エ 価格政策の総括的評価) - 今後、自由で活力ある我が国経済社会の中で、自由な農業経営の展開を促し、<u>生産性の高い農業を営む経営感覚に優れた担い手を育成し、足腰の強い農業を実現するため、価格政策に市場原理を一層活用するとともに、農業経営の安定のための対策を講じていく必要。</u> (調査会答申 第2部 具体的政策の方向 2 我が国農業の発展可能性の追求 (3) 市場原理の活用と農業経営の安定)
(2) 家族農業経営を想定した効率的かつ安定的な経営体 1996 年9月に取りまとめられた「農業基本法に関する研究会報告」では、農業基本法制定当時、農業の対象が生物であり完全な機械化が困難であること、また季節性があり常時大量の雇用労働力を使用することは困難であることから、農業においては土地と資本と労働を完全に分離するような資本主義的な経営の存立は困難であり、家族を主体とする農業経営に変わらないだろうと想定がされていた。また、現行基本法の制定時においても、我が国農業は従前から家族農業経営を中心に展開されており、今後もその傾向は変わらないと考えられていた。 このため、現行基本法では、効率的かつ安定的な農業経営とは、「主たる従事者の年間労働時間が他産業並の水準であり、主たる従事者の一人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準の経営」を指しているが、これは農業所得で生計を立てる経営を意味しており、こうした効	- 農業には、生産が資源条件に左右されることが多いこと、対象が生物であり工業におけるほどの機械化が困難であること、生産には季節性があり常時大量の雇用労働力を使用することは困難であること等の特性がある。このため、農業において、土地と資本と労働が完全に分離するような資本主義的な経営の存立・発展を考えることは困難であり、農業の経営形態は、<u>将来においても家族農業経営が支配的にならざるを得ない</u>と考えられた。 (農業基本法に関する研究会報告 III 農業基本法及びそれに基づく施策の評価 4 構造政策 (3) 家族農業経営の近代化) <u>家族農業経営は、我が国農業がこれまで家族経営を中心に展開されてきており、今後もその傾向は変わらないと考えられる。</u> (【逐条解説】食料・農業・農村基本法解説 専ら農業を営む者等による農業経営の展開 (第22条関係))

率的かつ安定的な農業経営は、専業農家を中心とする個人事業主が主として担うことが想定されており、また、これらの農業経営に関し、資本装備の充実や経営管理能力の向上などを通じ、その育成を図ることとされた。	
(3) 生産基盤整備を通じた生産性の向上 旧農業基本法において目的の一つとされた生産性の向上は、トラクターやコンバインといった農業機械の導入、生産基盤整備等による作業の効率化などの農業経営の近代化を通じて成し遂げるものと考えられていた。 現行基本法は、旧農業基本法で進められた農業機械やその技術体系が一定程度、全国的に普及した段階で制定されたものであり、その条文上、生産性の向上の手段として明記されているのは、農地の区画拡大などの生産基盤整備のみである。	・ このように<u>農業経営の「近代化」による生産性の向上</u>という構想がもたれたさい、そのより具体的な内容はいかなるものだったのであろうか。基本法の段階ではそれがきわめて明瞭な形になっていたとはいえないが、その後展開されはじめた農業構造改善事業をも勘案して考えれば、およそつぎのようなものだったといえる。すなわち、<u>まず稲作についていえば、そこでは四〇馬力でいどのトラクターを中心とした、いわゆる大型一貫機械化の体系の導入が狙い</u>とされていた。 ((旧) 農業基本法の解説 第三節 農業基本法の成立とその内容 第二款 農業基本法の内容とその考え方 二 基本法における農政の考え方)

2 現行基本法における主要施策

以上の背景から、現行基本法では農業に関する施策として、以下の施策が規定された。

(1) 農業経営に関する施策

① 望ましい農業構造の確立（第 21 条）

- ・ 効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農類別及び地域特性に応じ、農業生産の基盤整備の推進、農業経営の規模拡大等の農業経営基盤の強化促進に必要な施策を講ずる。

② 専ら農業を営む者等による農業経営の展開（第 22 条）

- ・ 経営管理の合理化等の経営発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するための施策を講ずる。

③ 農地の確保及び有効利用（第 23 条）

- ・ 国内の農業生産に必要な農地確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用促進等の施策を講ずる。

④ 農業生産の基盤の整備（第 24 条）

- ・ 良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性向上を促進するため、地域特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、農地の区画拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進等の農業生産の基盤整備に必要な施策を講ずる。

⑤ 人材の育成及び確保（第 25 条）

- ・ 効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業技術及び経営方法の習得促進等の施策を講ずる。

- ・ 国民が農業に対する理解と関心を深めるよう、農業に関する教育の振興等の施策を講ずる。

⑥ 女性の参画の促進（第 26 条）

- ・ 女性の農業経営における役割を適性に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進する。

⑦ 高齢農業者の活動の促進（第 27 条）

- ・ 地域農業における高齢農業者の役割分担並びにその有する技術及び能力を応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、高齢農業者の福祉向上を図る。

⑧ 農業生産組織の活動の促進（第 28 条）

- ・ 地域農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動促進に必要な施策を講ずる。

(2) その他農業政策

① 技術の開発及び普及（第 29 条）

- ・ 農業並びに食品の加工及び流通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の明確化、国及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域特性に応じた農業技術の普及事業の推進等の施策を講ずる。

② 農産物の価格の形成と経営の安定（第 30 条）

- ・ 消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずる。
- ・ 農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずる。

③ 農業災害による損失の補填（第 31 条）

- ・ 災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補填等

の施策を講ずる。

④ 自然循環機能の維持増進（第 32 条）

- ・ 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力増進等の施策を講ずる。

⑤ 農業資材の生産及び流通の合理化（第 33 条）

- ・ 農業経営における農業資材費の低減に資するため、農業資材の生産及び流通の合理化の促進等の施策を講ずる。

3 現行基本法制定後 20 年間の情勢変化と今後 20 年を見据えた課題

現行基本法制定以降、農業をめぐる内外の情勢は大きく変化した。その中には、政策の前提となる情勢が大きく変化したものと、政策の目的は変わらないが、目的の遂行についての考え方や実現手法が変化したものなど多岐にわたる。

(1) 農業従事者や農業経営の動向

① 基幹的農業従事者の急減、経営規模の拡大、法人シェアの拡大

我が国の人口減少や高齢化は、都市に先駆けて農村部において進行している。その結果、効率的かつ安定的な農業経営を支える基幹的農業従事者については、2000 年の 240 万人から 2022 年には 123 万人と、約 20 年間で半減。2022 年の年齢構成を見ると、70 歳代以上層が最も多く、過半を占めている一方、60 歳未満は全体の 2 割にあたる約 25 万人であることを踏まえれば、今後 20 年で基幹的農業従事者が大幅に減少することが確実であり、現状より相当少ない経営体で農業生産を支えていかなければならない状況。

一方、現状の品目別の生産構造をみると、2020 年時点では、主業経営体（世帯所得の 50%以上が農業所得で、1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体）及び法人その他団体経営体の作付面積・飼養頭数ベースのシェアは、水稲作と果樹作では 5 割程度に留まっているものの、畑作や野菜、畜産などの多くの品目では 7 割から 9 割のシェアを占めており、既に多くの品目で主業経営体及び法人その他団体経営体が農業生産の相当部分を担う構造が実現している。

また、農業現場では、離農する経営の農地等の引き受けが大きな問題となっており、現実には都府県では 2000 年以降、経営耕地面積が 5 ha 未満の経営体数は一貫して減少する一方、10ha 以上層は一貫して増加。特に 2015 年から 2020 年にかけて、都府県では 20ha 以上、北海道では 100ha 以上の経営体が大きく増加しており、これら農地の受け皿となる経営体に農地が集積していく傾向が確認されている。

○ 基幹的農業従事者数は、2000 年から 20 年間で、240 万人から 136 万人に半減。年齢構成を見ると、2010 年以降の最多層は 70 歳以上。今後、基幹的農業従事者数は大幅に減少することが確実であり、少ない経営体で農業生産を支えていかなければならない状況。（第 4 回事務局資料 P10, 11）

○ 2020 年における経営形態別のシェア（作付面積・飼養頭数ベース）をみると、水稲及び果樹については、主業経営体及び法人その他組織体が占めるシェアは 5 割程度に留まっているが、その他の品目では 7 割から 9 割を占めており、多くの品目でこれら経営体が農業生産の相当部分を担う構造を実現。（第 4 回事務局資料 P16）

○ 都府県における経営耕地規模別の経営体数をみると、2000 年以降、10ha 以上の経営体数は一貫して増加しており、2015 年から 2020 年にかけて特に 20ha 以上層が大きく増加。また、大規模経営層ほど法人経営が占める割合が増加。（第 4 回事務局資料 P13）

○ 2015 年から 2020 年までの間の経営耕地面積規模別の農業経営体数の増減をみると、北海道では 100ha 以上の経営体数が増加し、100ha 未満の経営体数は減少している。都府県では 10ha が増減の分岐点となっている。大規模経営体の形成が農地減少の歯止めとなる可能性。（第 4 回江川氏資料 P13, 19）

○ 2020 年における「法人その他団体経営体」のシェアは、経営体数は全体の 3.6%であるが、経営耕地面積は 23.4%、農産物販売金額は 37.9%まで拡大しており、少ない農業法人が離農する個人経営体の農地等を引き受け、食料生産・供給を支えている構造。他方、農業法人の財務基盤

なお、このような農地の受け皿となる経営体は事業規模も大きくなり、それに応じた資本と労働力が必要となることから、家計と経営が分離された法人形態による経営が多くなっている。2020 年において、このような農業法人その他団体経営体が、経営耕地面積では 23.4%、売上高で 37.9%を担うに至っている。



農業従事者が大幅に減少することが予想される中で、現在よりも相当少ない農業経営で国内の食料供給を担う必要が生じてくることから、今後、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、規模の大小に関わらず付加価値向上を目指す経営体が、食料供給の大宗を担うことが想定される。

これらの経営体を育成・確保していくことが求められるが、家族経営に多くみられる個人経営は、家計と経営が分離されていないケースが多く、特に経営承継の観点から持続性に課題を抱えている。

個人の農業経営体が減少する中、比較的規模拡大を進めやすい法人経営体について、離農する経営の農地の受け皿としての役割はより大きくなっていくと考えられる。その際、これら法人経営体に求められることは、強い経営基盤を持ち、食料供給を継続的かつ安定的に行うことである。しかしながら、農業法人の財務基盤について、資本金 1 千万円以上 1 億円未満の中規模の製造業や建設業等の他産業と比較すると、総じて

- ・ 自己資本比率が低く、借上金の依存度が高いことから、債務超過となるリスクが高い
- ・ 損益分岐点比率が高いことから、利益が薄い経営を行っており、収益性が低い

といった経営実態にあることが伺われる一方で、事業継続計画（BCP）の策定率は他産業における中小企業と比べて低く、リスクへの対応は十分ではない。

や収益性は、他産業と比べて脆弱。（第 4 回事務局資料 P18, 25）

- 農業従事者の年齢構成は 70 歳以上が最も高く、これは他産業では見られない危機的な状況。（第 4 回大橋委員）
- 今後、経営規模の拡大が進展することは明確。中小規模でできるところがあるならそれでよいと思う。一方、効率的な経営規模になった時点で集積を止めた方がよいのではないかという議論もあったが、そこで集積を止めてしまうと、地域の農地の受け手がいなくなってしまうという地域もあると考えられる。（第 4 回丸田氏）
- 地元では離農する人が多く、大規模な個人・法人に農地が寄ってきているが、販売価格が低迷する一方、機械や資材コストが上昇しており、担い手は規模拡大に躊躇している。（第 4 回齋藤委員）
- 個人経営では、家計と経営が分離されていないケースが多い。また、代表者交代に伴う資産や経営関係の継承手続きが煩雑である一方、法人経営では、代表者が交代しても資産の帰属や対外的な契約関係が継続することから、円滑な経営継承が可能であり、この観点での経営の持続性が高い。（第 4 回事務局資料 P24）
- 法人の売上高の減少に対する耐性を示す指標である損益分岐点比率は、農業では殆どの部門で 90%を超えており、概して売上減少に対する耐性が低い。また、中長期的な財務の安全性を示す指標の一つである自己資本比率について、農業法人は耕種部門及び畜産部門いずれも製造業など他産業の中規模企業と比較して低い水準にある。事業継続計画（BCP）の策定率も低く、債務超過に陥った時等の経営の強靱性が弱く、倒産しやすい実態。（第 4 回事務局資料 P25）
- 日本の農業を支える人材が変わっていく中で、法人の役割と家族農業や個人経営体の役割をはっきりと位置付ける必要。儲かる農業、輸出拡大、みどりの食料システム戦略等については、一定の体力があり、高度なノウハウを持つ法人が中核を担うことになる。（第 4 回三輪委員）
- 若者に夢を持ってモチベーション高く農業に取り組んでもらうためには、法人経営が必要であり、法人が存在しない地域では法人を育成することが必要。他方で、半農半 X や二拠点居住、関係人口といった方々は、個人経営が担う部分。農村地域において、農業は、その地域の関係

② 農業雇用の拡大、人材獲得競争の激化

離農する経営の農地等の受け皿となる経営体の多くは、雇用労働力なしに農業経営を拡大していくことは難しい。農業就業者全体は、1999年から約20年間で111万人減少し、2021年には189万人となったが、このうち雇用者については、同じ約20年間で24万人増加し、2021年に52万人となった。

他方で、我が国全体の人口は2008年をピークに減少に転じており、2020年に約7,500万人であった生産年齢人口は2050年には3割減少し、約5,300万人になると予想されている。

農業分野の外国人労働者はここ10年間で2倍以上に増加し、約4万人もの外国人が国内で農業に従事している状況もあるが、途上国の経済成長も見込まれる中で、継続的な外国人労働者の確保にも不安がある。

国内の生産年齢人口が今後、大幅に減少していくことが避けられない状況において、各産業で人材獲得競争が激化することが見込まれる。



現行基本法は、個人の農業者を想定し、効率的かつ安定的な経営を育成するための取組及び一般国民に農業の重要性を知ってもらうための取組を人材の育成及び確保に係る施策として規定している。

このような施策は引き続き重要であるが、今後、農業法人が増加する中で、雇用労働力の確保が事業継続の観点からも重要になっているが、現行基本法は雇用労働力に関する施策については規定していない。今後、農業分野で必要な雇用労働力の継続的な確保が課題となる中、食料安全保障の観点からも、農業の雇用労働力に関する施策が重要である。

人口で維持していくといった役割もある。両者とも大事であり、それぞれが今後の日本の農業においてどの機能を担うのか、明確にする必要。

(第4回三輪委員)

○ 法人経営の基盤強化は大切だが、その法人の経営継続が困難となった際に、地域の中での相互補完をどうしていくかも想定しておく必要。また、集落営農の法人化も進んでいるが、継続性のあり方についても検討すべき。(第4回柚木委員)

○ 日本の農業が若者や外国人から選ばれるために、法人の位置付けについて議論することは重要。議論にあたっては、他の委員のコメントにもあるように、儲かる農業やグリーン、SDGsといった観点も重要だが、労働安全という観点も重要。(第4回香坂委員)

○ 農業就業者全体は、1999年から約20年間で111万人減少し、2021年には189万人となったが、このうち雇用者は、同じ約20年間で24万人増加し、2021年に52万人となった。(第4回事務局資料p28)

○ 2020年の生産年齢人口は7,509万人。国立社会保障・人口問題研究所によると、2050年には5,275万人に減少すると予測されている。(第4回事務局資料P41)

○ 農業分野の外国人労働者はここ10年間(2012年→2021年)で2.4倍に増加し、2021年には約3.9万人となっている。(第4回事務局資料P36)

○ 既に労働力不足は顕在化している。今後、国内の労働人口の減少の中、より一層確保が難しくなることは明白。特に農業の場合は、給与面では他産業に太刀打ちできず、より困難さは増している。よって、農業法人で働くことのインセンティブがあるような仕組みとともに、定年退職者の受け入れ支援、外国人労働者の受け入れなど、多面的な制度の見直しや構築を行う必要。(第4回丸田氏説明)

○ 若い人材を確保するためには、働き方改革についてもしっかり考える必要。建設業も農業と同様の状況に先に陥ったが、週休二日制や社会保険は必須だと頑張っており、相当重要な要素。(第4回大橋委員)

○ 地方移住者にとって就農が選択肢の一つとなるよう、スケール感を持って、農業を法人化し雇用できる環境を整えることが、農業従事者の確

	保や増加に繋がる。(第4回吉高委員) ○ 人権デュー・ディリジェンスは、輸入において苦勞されているという話があったが、国内においても技能実習生の問題がある。農業分野は労働基準法の規制の適用除外になっているが、その中で適正化する努力もされていると思うが、技能実習生制度の適正運用における人権配慮も留意していただきたい。(第7回真砂委員) ○ 担い手の話もあったが、国内で生産するに当たり、米国では相当量の移民が農業に従事している。移民政策も検討が必要になってくるのではないか。(第1回寺川委員) ○ 企業と連携した第二就職者や定年退職者の就農拡大や、外国人労働者の環境整備を検討する必要。(第4回寺川委員)
(2) 生産性の停滞、生産性を飛躍的に向上しうるスマート農業の実用化 農業者の減少・高齢化が進み、限られた農地で食料を安定的に供給していくためには、土地生産性や労働生産性を飛躍的に向上させていくことが求められるが、我が国においては過去20年間、土地利用型作物である米や小麦、大豆、労働集約型作物である施設トマトの単収は、諸外国と比べて低位で推移し、労働時間の削減も停滞している。 しかしながら、近年、ITやロボット、デジタル技術等を用いた、農業機械の自動運転や遠隔操作などによる省力化、高度な環境制御による品質の安定・向上、経営管理の高度化などを可能とするスマート農業技術が実用段階に入り、農業現場のみならず行政手続事務なども含めて、生産性を飛躍的に向上しうる環境が整備されつつある。 これらの技術の導入により、現行基本法制定時には想定できなかった省力化や更なる単収の増加、品質の向上・安定化、肥料や農薬、燃油等の経費の削減などが可能になっている。  しかしながら、スマート農業は、現時点では総じて設備の導入や維持管理に係るコストが高く、操作にも一定の技能を要する場合がある等	○ 今後、農業者の減少や高齢化が急速に進む中で、食料を安定的に供給するためには、土地生産性や労働生産性の飛躍的な向上が必要。過去20年間、海外では、農業経営体数や耕作地面積が減少している中、生産量を維持・増加させている。(第6回事務局資料P7～12) ○ ITやロボット、AI等の先端技術の著しい発展を背景に、農業分野においても、生産性向上に貢献するスマート農業や画期的な育種技術の開発や普及が国内外で進展。(第6回事務局資料P14) ○ 農業を社会の変化に機動的に対応しながら持続的に成長できる産業とするには、発展著しいデジタル技術を積極的に活用して、経営の高度化や生産から流通・加工、販売等の変革(農業DX)を進め、生産性の向上を図ることが不可欠。(第6回事務局資料P19) ○ スマート農業市場は、国内外ともに拡大傾向。生産性の向上は実証されつつあるが、初期コスト、ランニングコストがネックとなって導入が進まないという実態もあり、導入コストの低減が課題。(第6回事務局資料P21～23) ○ 農業者が、スマート技術による作業をアウトソーシングすることにより、農業者のスマート技術導入にかかる過剰投資を防ぐことができる。農業支援サービス事業体は初期投資のコスト負担、人材育成、農業者と

の課題もあり、スマート農業を導入しても、十分な稼働率が確保されなければ、むしろ経営を悪化させるおそれがある。

他方で、スマート農業技術を活用した次世代型の農業支援サービスを提供する事業体も出てきており、農業者がこれら事業体に農作業をアウトソーシングすることによって、農業者のスマート農業導入・運用に係る投資を抑えることも期待されているが、農業支援サービス事業体自体も、初期投資の負担や人材育成、安定した事業運営に必要な顧客確保のための農業者からの認知度向上等の課題を抱えている。

今後、生産性向上を実現するため、スマート農業技術の開発や地域での導入を推進するとともに、品種の開発・普及、基盤整備や規格策定・標準化等の環境整備、農業支援サービス事業体の育成、農業・食関連産業のデジタルトランスフォーメーション（DX）など総合的な取組を通じて、生産から流通、販売におけるイノベーションを効果的かつ効率的に推進する必要。

のマッチング等の課題を抱えている。（第6回事務局資料 P25, 26）

- スマート農業の導入においてはコスト削減が課題であり、経営規模に応じた段階的なスマート技術の導入や技術開発、費用対効果の検証が重要。また、導入の際の経営アドバイザーといった人材育成も必要となる。（第6回上岡委員）
- スマート農業の研究成果として、出荷と需要の予測というものがあるが、マッチング機能がまだ不足しており、今後の検討課題。（第6回三輪委員）
- 農業の生産性は労働、土地生産性と付加価値生産性の2つがあるが、土地生産性を向上させるには規模拡大が大前提であり、その上で、スマート農業が役に立つのではない。（第6回堀切委員）
- スマート農業の推進は農業界全体で考えるべき。平場だけでなく、中山間地域でもスマート農業の普及は進んでいる。中山間地域の圃場面積は狭く、費用対効果が非常に低い。（第6回井上委員）
- スマート農業実証プロジェクトを通じて、農研機構のノウハウが大変貴重と認識。こうした公的研究機関の知見を活用できる枠組が重要。（第6回成勢氏資料）
- 日本では民間企業による農業関係のサービスが殆どないのが現状。（第6回齋藤委員）
- 農業は技術開発から普及まで国や県が支えるという特殊な構造の産業である。いかに普通の産業に近づけ、一般のサービス事業体が参入できるようにしていくのが大事ではないか。（第6回合瀬委員）
- 産業が活性化するためには、様々な知恵や工夫をもったサービス事業体が参入することが必要だが、周辺業務のほとんどを国や自治体が担う農業では、民間企業が参入できない。そのことが生産性の向上を阻んでいるのではない。（第6回合瀬委員）
- 農業支援サービスについて、機械やデータ分析に長けた人が農業分野に参画してもらうことによって、非常に大きな役割を果たしてもらえると考える。個々の農業者を新しいサービス事業体が束ねることで、疑似的なスケールアップもでき、新たに就農される方へのノウハウの提供などの面でも非常に期待される。（第6回三輪委員）

	○ 小麦について、日本では一部の品種に作付が集中しており、かつ品種交替がドイツと比べて遅い。日本の主産地では、品種交替が行われている愛知県と滋賀県で単収が伸びており、品種交替は単収増に向け必要な条件。(第5回関根氏説明)
(3) 生産基盤の老朽化、管理の高度化 農地や農業用排水施設等の農業生産基盤は、食料の安定供給の確保や農業の生産性向上を図っていく上で極めて重要であるとともに、国土の保全や健全な水循環の維持・形成にも寄与しており、今後も効率的な整備と適切な維持管理が不可欠。 しかし、これまでに整備されてきた施設の老朽化が進行し、パイプラインの破裂等の突発事故が2010年頃から近年顕著に増加。大規模施設の重大事故も発生。 また、これまでの都市化の進展や集中豪雨の頻発化・激甚化等により、施設管理者は複雑かつ高度な維持管理を行うことが求められているが、農村人口や農地面積の減少により、施設操作等に係る人員や、土地改良区の賦課金収入の確保が困難となりつつあり、この傾向は今後より深刻化するおそれ。  農業用排水施設の維持管理の効率化・高度化や突発事故の発生防止に向け、農地面積や営農の変化を踏まえたストックの適正化、操作の省力化・自動化、適期の更新整備といったハード面での対応のほか、管理水準の向上、維持管理要員の確保・育成、土地改良区の運営体制の強化等、ソフト面での対応も合わせた総合的な対策が必要。	○ 標準耐用年数を超過した基幹的な農業用排水施設及び基幹的な水路の割合は、2019年にそれぞれ55%及び43%まで増加。施設の老朽化の進行により、突発事故の発生件数は近年増加傾向。(第8回事務局資料P31, 32) ○ 都市化の進展や集中豪雨の頻発化・激甚化等により、施設管理者は複雑かつ高度な施設の操作・管理を求められており、今後も維持管理費用が増嵩していく見込み。農村人口や農地面積の減少により、施設操作・運転に係る人員や土地改良区の賦課金収入の確保が困難となるおそれ。(第8回事務局資料P34, 35) ○ 農業インフラの維持は農業生産の基盤。また、直接支払制度の拡充は条件不利地域の農業を維持していく上で重要だが、農村に人々が住み続けられるようにするためには、農村政策の総合的な展開がこれまで以上に必要。(第8回茂原委員) ○ 地元の農村部は、中山間地域だけでなく、平野部でも人口が減っている。農家が辞めていく分の農地の維持管理は、結局、40～50haの規模の農業法人が担うことになるが、人口減少社会で全業種で人手不足にある中、雇用確保の面での課題もある。このままでは将来の農地の維持管理が不安。(第8回齋藤委員) ○ 現実問題として維持が厳しい中山間地域や集落はたくさんある中で、各地域で守るべき優先順位があるのではないかと。そこを整理できるのは行政ではないか。(第8回山浦委員)

(4) 食料の需給構造の動向

食生活の変化に伴い、1960年代以降、消費者の食料需要は大きく変化した。2000年以降は米の消費は引き続き大きく減少し、肉類は増加したものの、その他の品目の消費は中長期的に横ばい又は微増・微減傾向で推移しており、この20年間の傾向そのものは大きく変化していない。食料の消費形態をみると、生鮮食品の消費は減少し、加工食品の消費は増大しており、今後20年でそのトレンドは加速化する見込み。

食料需要の傾向が大きく変わらない中で、生産側ではその需要に合わせて必ずしも十分に対応できていない。その背景として、特に稲作経営は、他品目と比べて農外収入が大きく、兼業主体の生産構造・稲作からの転換が進まなかったことが要因の一つに挙げられる。



食料安全保障の観点からは、農地の有効利用が必要であるが、ニーズが減少する水稲中心の生産体制が維持され、増産が求められる小麦や大豆、加工・業務用野菜、飼料作物等の需要ある作物への転換が十分に進まず、主食用米の作付けという観点からの水田は余っているという現象が生じている。

食料安全保障に限らず、持続可能な農業や海外市場も見据えた農業に転換していく観点からも、需要に応じた生産は不可欠であることから、今後も品目毎に需要に応じた生産を政策として推進していく必要。

- 農産品のアンマッチによって利益を生んでいないと感じる。農家は誰かが儲かるとそれを作るが、供給が多くなると一気に価格が下落する。需給バランスにマッチした商品の組み合わせをしっかりと考えていく必要。
(第11回磯崎委員)

- 主要な農畜産物の国民一人当たりの消費量は、1960年代以降大きく変化した。基本法制定後20年間では傾向としては大きく変わっていない。一人当たりの消費形態別の食料支出は、今後20年間で内食から中食への食の外部化が一層進展し、生鮮食品から加工食品へのシフトが加速化する見込み。例えば野菜については、国内で加工・業務用への転換が進まず、加工・業務用の輸入割合が拡大。(第5回事務局資料P8, 15)

- 食品の購買行動が、「生鮮を買い揃える」から、「半加工品のミールキット等」に大きくシフト。(第5回富士氏説明)

- 一経営体当たりの所得を比較すると、水田作経営は農外所得や年金収入の占める割合が高い。これは、高齢化が進んでいる兼業農家が多いことを示しており、稲作に固定化されていることを示している。水稲作の労働時間の減少も大きく進んでおり、兼業農家の高齢化が進んでも、水稲生産を継続できる状況。(第5回事務局資料P11)

- 日本の農産物輸入量を生産するために必要な海外の農地面積は、日本の農地面積の2.1倍に相当。一方、2020年度の水田面積225万haと、実際の主食用米の作付面積137万haには大きなギャップがあり、現場では水田余りが発生。(第5回事務局資料P14)

- 水田を「農地という資産」と意識改革するとともに、水稲だけにとらわれることなく、マーケットから「求められる作物」を作る意識改革が必要。(第4回丸田氏資料)

- 米は我が国の主食である一方、余剰傾向でもあり、農業者の所得向上や食料安全保障リスクの軽減等のため、今ある農地のポテンシャルを活かすにはどうすればいいかを考える必要。そのためには、需要に応じた生産が不可欠。(第5回三輪委員)

- オランダでは、ハウス内での栽培により収量は多いが、これらはEU域

	内へ輸出されており、需要は国内のものではない。日本で同様に作っても売れるということが重要。(第6回寺川委員) ○ 需要に応じた生産は、輸入品に奪われた市場を取り返すという意味で、国内農業にとって重要な意義がある。しかし、価格競争で奪還したのでは意味がない。合理的な経営努力で対応できないような低コスト化を要求することがないよう、留意すべき。(第5回清原委員) ○ 確かに人口減少で小さくなっていく国内の需要にどう合わせていくかも大事ではあるが、需要は外需もあるので、合わせて考える必要。(第5回高槻委員) ○ 米の需要量は一貫して低下しており、需要に応じた生産というが、そのメッセージが届く政策となっているのか、もう一度しっかりと検証すべき。(第5回合瀬委員) ○ 稲作の兼業主体の生産構造が変わっていないという説明があったが、平地農業地域等では担い手への農地の利用集積が進み、大規模な稲作も展開。水田全体で生産構造の再編を考えていく上では、地域別・経営規模別の作物の作付状況等、もう少し詳細な分析をしながら検討を深めることが必要。(第5回柚木委員) ○ 水田の畑地への転換が進まない要因として、兼業主体の生産構造から転換できていないと指摘されていたが、それ以外の要因として、自然条件の検証や政策誘導の評価も必要。政策誘導においては、政策の一貫性や安定性、予見可能性がないと進まないため、これらに対する評価が必要。(第5回二村委員) ○ 国にしかできないこととして、栽培品目の転換ができないか。自由に何を植えるかを個々で決めることはできないのか。食料危機の中でナンセンスな作付がなされているのではないか。(第1回山浦委員) ○ 米については、生産量が国内需要を上回るなら輸出を考えるべきだし、高槻委員から話もあったように、外需も視野に入れるべき。(第5回寺川委員) ○ 加工用野菜については、需要が増加しており、品質向上や国産化を求める声が非常に多く、現在輸入に置き換えられているシェアの回復は可能ではないか。(第5回富士氏説明)
--	---

	○ 50 代以下の年齢層においては、外食や中食の利用率が非常に増えている印象。この需要に対応するため、各地域において、1 次加工が行えるような施設が必要ではないか。(第 5 回井上委員) ○ 加工の重要性については再認識したが、やはり、地元の農産物をまとめて加工するような施設を作らないと地域は守れない。そういう意味では、地域の農家をまとめる JA の役割は大きい。積極的に投資できる JA を期待している。(第 5 回合瀬委員)
(5) 知的財産の保護・活用の必要性やその認識の高まり 農産物の貿易自由化の流れの中で、我が国では農業の競争力強化のために、輸入品との差別化に向けた高品質化・ブランド化を重視し、これまで優れた品種や技術の開発・普及を推進してきた。その結果、世界的に高く評価されるジャパブランドを確立。 しかしながら、これまで日本の農業界では、農業分野における知的財産としての価値に対する認識や、保護・活用に関する知識が十分ではなく、このことが海外や国内他産地への無断流出につながり、得られるべき利益を逸している事例も複数確認されている。  現行基本法には、知的財産に関する規定はないものの、今後、海外市場も視野に入れた農業への転換を目指していく中で、我が国農業の強みの源泉となっている知的財産を適切に保護・活用すること、そのために知的財産に係る法令に基づく審査・実行体制の充実など実効性を高める取組を進めることは、我が国の農業競争力の維持・強化だけでなく、適切な対価を得ることを通じて、継続的な研究開発を行っていく上でも極めて重要な課題である。	○ 知財保護、トレーサビリティ、ブランド保護を進めていく上で、DX の活用が極めて重要。(第 11 回香坂委員) - - - - - ○ シャインマスカットの中国の栽培面積は、日本の約 30 倍となっており、一般的な許諾契約ベースで年間 100 億円以上の損失が発生。中国・韓国の EC サイトにおける種苗の販売状況調査では、少なくとも 36 品種の日本品種の販売実態を確認。(第 9 回事務局説明資料 P20, 21) ○ 知的財産は、農業を強くしていく点で非常に重要。今後は気候変動に対応した品種開発等も必要になると思う。(第 9 回二村委員) ○ 官民の研究機関が開発した新品種の海外流出を防ぐため、知的財産の保護を強化すべき。(第 9 回中家委員) ○ 知的財産について、我が国が本来クレーム(権利主張)すべき権利が流出し、それをもとに新たな品種改良が我が国を絡まずに進められていることは相当深刻に考えるべき。(第 9 回大橋委員) ○ 先日、中国産のシャインマスカットをいただいたが、日本産と変わらないくらいおいしくなっていた。栽培技術の流出があったのではないかと大変危惧している。(第 9 回齋藤委員)

(6) 気候変動、家畜疾病・植物病害虫リスクの増加、災害の頻発化・激甚化

温暖化等の国際的な気候変動は、我が国の気候や農業にも影響を及ぼすようになっている。我が国の年平均気温は100年あたり1.3度の割合で増加しており、2020年の年平均気温は統計を開始した1989年以降で最も高い値を記録。高温によって農業分野では既に品質低下や栽培適地の変化等の影響が出ている。また、降雨量の増加等により、災害が頻発化・激甚化する傾向にあり、農作物や農地・農業用施設等に甚大な被害をもたらしている。

また、このような気候変動等に伴って、家畜の伝染性疾病を媒介する野生生物の分布域の拡大や、農作物の病害虫の発生地域の拡大等、疾病・病害虫の侵入・まん延リスクが拡大している。



気候変動や災害等に強い農業を構築していく必要。このため、気候変動に適応する技術や品種の開発・普及、気候変動等の影響を考慮した作物の導入、生産基盤の防災・減災機能の維持・強化、疾病・病害虫の侵入・まん延リスクにも対応した水際及び早期発見・早期防除に係る対策や農場の衛生管理体制の強化を図っていく必要。

○ 日本の年平均気温は、100年あたり1.3度の割合で上昇。2020年の日本の年平均気温は、統計を開始した1898年以降最も高い値（2022年は過去4番目に高い値）。農林水産業は気候変動の影響を受けやすく、高温による品質低下などが既に発生。近年、大規模な自然災害が頻発しており、令和元年東日本台風等、令和2年7月豪雨、令和2年から3年までの冬期の大雪などにより、農林水産業に甚大な被害をもたらしている。（第7回事務局資料P40, 41）

○ 気候変動や農地利用の変化に伴い、家畜の伝染性疾病を媒介する野生イノシシの分布域が拡大。また、ミカンコミバエ等の病害虫の発生地域の拡大や発生時期の早期化、発生量の増加が確認されている。（第7回事務局資料P43）

○ 環境対策に関して、90年代は地域、国によって違いがあるので、それぞれ独自の対策をとるという基本的なスタンスがあったが、地球温暖化という人類共通の課題を受けて、今は国際標準的な地球レベルでの対応が求められるという考え方に移ってきている。そういった国際的な流れを踏まえながら、国内の食料・農業・農村政策のあり方を検討すべき。（第7回中嶋委員）

○ サステナビリティを政策の根本に置くのが世界の潮流なので、今回の基本法検証のあらゆる面において考慮されるべき。気候変動と生物多様性も同様に、検証すべてのベースとして議論すべきだったと思う。（第7回吉高委員）

(7) 生産資材価格の高騰

世界的な穀物需要の増加や豊凶変動等を背景に、化学肥料原料や飼料穀物などの生産資材価格が不安定化している。また、肥料原料価格や穀物価格は、それぞれ急騰した 2008 年や 2022 年を除外しても、2008 年以前より以降の方が平均的に高くなっており、中長期的にみても価格が上がっている状況。

一部の生産資材については原産地が特定の国や地域に偏っている場合もあり、国際的な日本の経済的地位が低下する中で、今後、生産資材等の買付に係る競争はさらに激化する見込み。



食料供給に欠かすことができない生産資材の確保は喫緊の課題。このため輸入に依存する生産資材の国産化や輸入の安定化に関する施策は重要であるものの、過度な輸入依存は食料安全保障上のリスクを高める可能性もあることから、それぞれの資材の状況に合わせて、使用低減の努力に加え、国内資源の有効活用や備蓄の活用を効率的に進めていく必要。

- とうもろこし等の穀物の国際価格、化学肥料原料の輸入価格は 2008 年や 2022 年の異常年を除外しても、2008 年以前より以降の方が平均的に高くなっている。(第 1 回事務局資料 P6, 8)
- 基本法制定当時と大きく情勢が変わり、国際的に食料や生産資材の争奪戦になっている。安い農畜産物や生産資材がいくらでも買える時代ではないという前提に立って議論すべき。可能な限り自国で生産し、輸入を減らすことが大切。(第 1 回中家委員)
- 天然ガス価格の高騰に伴う肥料価格の上昇に加え、穀物主要産地の天候不順も重なり、穀物価格も大幅に上昇。世界の肥料価格は 2020 年初対比でピーク時(22 年 3 月)は 4 倍まで高騰。輸入依存度を減らすには、国内に量的には豊富に存在する産業副産物由来の肥料を有効活用・アップグレードする必要あり。(第 1 回寺川委員資料 P6, 8, 9)
- 肥料については、サプライチェーン危機の観点から、海外に頼らない政策を考えるべき。(第 9 回吉高委員)

4 農業施策の見直しの方向

以上のような情勢の変化や課題、次の「○ 今日の情勢での効率的かつ安定的な経営の位置づけ」を踏まえ、食料安全保障の観点から(1)以下のような基本的施策を追加または現行基本法に規定されている農業に関する施策の見直しを行うべきではないか。

○ 今日の情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置づけ

現行基本法は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを掲げている。効率的かつ安定的な農業経営とは、個人経営か法人経営かといった経営形態やその経営規模によって規定されるものではなく、農業所得で生計を立てる経営を指し、こうした経営を育成する観点から、専ら農業を営む者や経営意欲のある者の経営発展を支援し、当時の我が国農業の主流であった家族農業経営を活性化するとともに、農業経営の法人化を推進していくという方針であった。

今後、農業従事者が大幅に減少することが予想される中で、現在よりも相当少ない農業経営体が食料の安定供給を担っていかなければならない状況にある。このため、引き続き、専ら農業を営む者や経営意欲のある者の経営発展を支援する観点から、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、規模の大小に関わらず付加価値向上を目指す経営体を育成・確保していくことが必要である。

○ 自分は、担い手についての現行基本法の記述は、全く変える必要はないと考えている。これまでの議論でも、過去 20 年間、農地を引き受けるのは安定した農業経営体が担ってきたという分析もあった。また、今後 20 年間で展望すると、生産性向上、品種改良、スマート農業等々、専門的な経営体がますます重要になり、外部からの参入も含め、しっかりした経営体を育成していく必要がある。(第 10 回真砂委員)

○ 今の基本法で謳われている「効率的かつ安定的な農業経営」を否定している訳ではなく、むしろ、より推進すべきとの考え。一方で、農村現場では担い手だけで農地を守れない事例が沢山出てきていることから、今後、中心経営体と半農半 X などの多様な関係者が連携しながら対応していくべき、という趣旨。(第 10 回柚木委員)

○ 離農する経営の農地の受け皿として担い手経営体を育成することは重要。一方で、中山間地域のように大規模農家や後継者が少ないところもある。中小経営体や家族経営体も含め、地域計画に位置付けられた多様な担い手への支援も非常に重要と考える。(第 10 回中家委員)

○ 担い手の在り方については様々な意見があったが、生産力があって食料安全保障に資する担い手を育成していくべき点は異論がないと思う。ただし、現場の実態を踏まえて、生産性を向上させる上での必要条件を考えていくべき。(第 10 回中嶋委員)

- - - - -
○ 現行の基本法上、認定農業者が重要な役割を果たしているが、現行基本法は、担い手に偏った書きぶりになっていないか。基本法の見直しにあたっては、多様な経営体の位置付け・役割及びその育成・確保に関する内容を明確にすべき。(第 4 回中家委員)

(1) 個人経営の経営発展の支援

引き続き効率的かつ安定的な農業経営の相当数を占めると想定され、地域農業に欠かせない経営発展意欲のある個人経営について、今後もその経営発展を支援するとともに、農地をはじめとした経営基盤が第三者を含め円滑に継承されるための対策を講ずる。

(2) 農業法人の経営基盤の強化等

将来にわたって持続的に食料供給を行うためには、離農する経営の農地の受け皿となる農業法人が、将来にわたり安定的に農業経営を継続していく必要があることから、その経営基盤強化のため、経営を行う上で標準的な営農類型ごとの財務指標の水準を整理し、効率的かつ安定的な農業法人像を明確化するとともに、その実現のための施策を実施する。

また、適正な価格形成を通じた経営発展・経営基盤の強化の観点から、原価管理を含めた農業者の経営管理能力の向上などを促進する施策を実施する。

○ 担い手について、企業と連携して、農業を大規模化し、生産性をアップしていくという、望ましい農業経営形態の構築を目指すということを入れるべきではないか。(第10回寺川委員)

○ 周りで農業をやめる人が増えているが、離農する人の農地の受け手のほとんどが、法人や集落営農などの集団で数十ヘクタール以上の管理をしているところに話がくるのだが、もう限界に差しかかっている。リース方式による農外からの参入の推進を基本理念にあげていただければ、現場の農業法人や規模の大きい農業者と一緒に取り組むことができる。(第10回齋藤委員)

○ 親元就農を含む新規就農者や雇用農業者の育成・研修、事業継承、農作業受託組織などの農業サービス事業体の育成・促進についても記載する必要。(第4回中家委員)

○ 事業継承はすべての品目で必要であり、JAグループも取り組んでいるが、事業継承に向けては、なんと言っても安定的な収入確保が重要。これらを含めて、農業者の所得向上が重要である。(第2回中家委員)

○ 果樹経営では2haほどの家族経営が中心だが、このような生産者が離農する際に、農地継承が円滑に進むような仕組みづくりは必要。(第4回上岡委員)

○ 若者の価値観やライフスタイルを考慮すると、今後法人形態は有力な形。一方で、地域や農地条件によっては、法人形態が合わない場合も考えられる。(第4回二村委員)

○ 人材確保の観点でいえば、儲かる農業への転換が重要。費用対効果の高いスマート農業やDXの推進により、働き甲斐のある産業にしていけることが重要。農地集積が難しい地域では、中小規模農家が持続可能な経営を続けられるように支援していくことも重要。(第4回上岡委員)

○ 品目や地域によって最も効率的になる経営体の姿は異なる。地域に合った多様な担い手を維持できるようにする必要。(第4回清原委員)

○ 大規模化した経営が地域の担い手になることは重要だが、経営不振に陥った場合、地域全体に影響が出るリスクがあり、そうならないためにも丸田氏が言及したような多様な支援策が必要。(第4回清原委員)

	○ 大規模化や法人化といった効率化と同様、自給的農家や小規模農家の生産意欲を高めることも必要。食料安全保障という大きな課題に応えるためには、農家の所得向上に向けた大胆な政策を打ってほしい。(第4回茂原委員) ○ 営農に魅力を感じてもらうためには、儲かる仕事にする必要があるが、少ない数の担い手が大規模化するためには、農地取得の負担の軽減や、自動化、機械化等による効率的な営農方法を推進すべき。(第4回寺川委員) ○ 多様な担い手に対しては、多様な支援が必要であり、行政施策は多様性への対応という点では難があると感じる。そこはまさに農業団体の役割として、多様で柔軟なサポート役を期待。(第4回二村委員) ○ 専門のコンサルタントだけでなく、金融面から生産者の成長を促すコンサルティング融資やハンズオン支援など、現状行われているよりも、より高度かつトータルなサポート体制が築かれることが必要。(第4回丸田氏資料) ○ 企業の農業参入の際、個人からやり方を教わったという事例もあり、個人が有するノウハウの伝承先としての企業や団体の位置づけも有用。法人の参入については、世代によって受け止めが異なり、中堅世代のほうが農地の流動性に前向き。(第4回香坂委員)
(3) 農地の確保及び適正・有効利用 世界の食料事情が不安定化する中、我が国の食料安全保障を強化するため、食料生産基盤である優良な農地を確保するとともに、その適正かつ効率的な利用を図る必要。 また、農業者等による話し合いを踏まえて、将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化し、その実現に向けて、農地バンクの活用により農地の集積・集約化を進めていく。 その際、食料安全保障・地域の所得向上の観点に立って、地域の将来の農業の在り方を話し合い、どのような作物を生産していくかを決めていく必要。	○ 食料安全保障について、とりわけ大事なものは農地の問題。食料安全保障のための生産基盤であるという意識の下で農地の在り方を考えていく必要。その際、食料生産だけでなくエネルギー生産としての利用も検討していく必要があるのではないかと。(第10回柚木委員) ○ 耕地利用率が非常に下がっているが、食料自給率や自給力とも連動している。日本列島全てで二毛作は難しいと思うが、西日本地域等でそういった生産体制を再構築できるかが重要ポイント。(第10回柚木委員) - - - - - ○ 当地域の圃場は平均 30 a 程度で、スマート農業の効果をj得るには小さすぎる。自分は農地耕作条件改善事業で区画拡大しているが、今後多く

	の生産者がリタイアする状況では基盤整備が追い付かない。本事業を増額し、全国の農業者が自ら区画拡大していく必要。(第6回齋藤委員) ○ 農地の在り方や、どこでどの作物をつくるかを地域毎にゾーニングするといったことを大胆に進めていく必要。(第8回三輪委員) ○ 来年4月以降の地域計画の検討の中で、対象集落の農地や田畑の割合、圃場整備の進捗、不在村の農地所有者等を農地ごとに確認しながら、その後の使い方を検討していく必要。(第8回柚木委員) ○ 地域計画や農地の有効活用等については、今後は人の知識や技術も含めて保存していくことが重要。(第5回香坂委員) ○ 地域計画については、2050年の食料、農業生産の日本のあり方をバックキャストして計画を考えたかどうか。(第5回吉高委員) ○ 農地中間管理機構などの農地のとりまとめを行う機関が、水田の評価書を作成し、その情報が開示されれば、畑作転換も進むのではないか。(第5回井上委員) ○ 農地を一括りとして議論しているが、農地にも特級、1級、普通といった差異があるのではないか。農地の状況に応じてリソースが配分されれば、ファイナンスする際も効果的。(第4回高槻委員) ○ 農地を維持・再生し、国内でどう作っていくかが一番の課題だと改めて実感。直接支払による支援を含めて財政面も考慮しつつ検討していく必要がある。(第1回柚木委員)
(4) 需要に応じた生産 国産農産物に対する消費者ニーズが堅調であり、輸入品から国産への転換が求められる小麦、大豆、飼料作物について、国内生産の増大を積極的かつ効率的に図っていく。また、加工・業務用野菜、米粉用米、業務用米などの加工や外食等において需要の高まりが今後も見込まれる作物についても、水田の畑地化・汎用化を行うなど総合的な推進を通じて、積極的かつ効率的に生産拡大及びその定着を図っていく。	○ 農産物の生産拡大については、需要者が求めるものの生産拡大で実現すべき。生産者が、事業者が何を望んでいるかをとらえて生産活動に反映させるということをする必要がある。(第11回堀切委員) ○ 国内需要は量的には縮小傾向だが、一方で、消費者の食に対する国産志向の高まりをしっかりと捉えた上で、何をどう国内需要用に仕向けるのか、輸出入や輸送の環境負荷との兼ね合いも考えつつ、検討できると良い。(第11回上岡委員) ○ 食料の安定供給を需要者の目線でしっかり考えることが重要。需要者から見ると、生産だけでなくデリバリー、消費者へのリーチも安定供給

	として見なければならない。人口減少下で農作物の流通ルートを確保する必要があるし、脱炭素の対応も必要。こうしたことは一定程度、農水省の舵取りが必要。(第10回大橋委員) ○ 生産性と需給バランスに関して、需給が崩れているから価格が下がっているという面もある。生産性を上げていくだけでは、更に需給が崩れるバランスもあり、そのバランス調整という点で行政の役割があるのではないか。(第10回山浦委員) ○ 農業者が個々人で色んなことをやっても、うまくまとまらない。経営の観点が必要だが、いきなりこういう品目を作ったら良い、この作付けでは駄目だ、需給バランスが崩れる、と農業者に言ってもピンとこない。農水省も含めた関与が大事。(第10回磯崎委員) ○ コメの需給バランスは崩れていると感じる。私のところでは食べる人が減ってもいまだに皆さんコメを作っている。転作の姿など、方向性を真剣に示す必要がある。(第10回磯崎委員) - - - - - ○ 稲作からニーズのある作物への転換、輸入の依存度の高い小麦や大豆の国産化には政策的な推進体制が非常に重要。基盤整備事業で水田の汎用化、大区画化を更に強化する必要。特に排水良好な水田を更に拡大していくことが全体の耕地利用率の上昇に結びつくので、取組を強化する必要。専用品種等でニーズに合った対応ができるような研究や技術開発とそれに適した生産も進めていく必要。(第5回柚木委員) ○ 新たな作物に取り組むことは、技術面・資金面で難しい側面があり、一歩を踏み出しやすいような制度設計や失敗した場合の資金的フォローなど多面的な支援体制を構築する必要。(第4回丸田氏資料) ○ コメ農家が納得して主食用米から需要の高い品目への転換を進めるためには、財政支援を含めた思い切った対策等、今まで以上の工夫が必要。(第5回茂原委員) ○ 地域計画の位置付けについて、具体的にどこで何の作物を作るかは単なる農地の利用ではない。それぞれの地域における産地形成、作物をどのようにニーズに合った形で生産するかは、JAや公的機関も含めた農業関係者で一体的に検討していくべき。(第5回柚木委員)
--	--

- 米がこれからも余る中で、畑地化を国の方針として進めていただき、それで生計が立てられる農業をやってみたい。ただ、突然畑地化はできないので、輸出用、加工用、飼料用も含め、当分の間はソフトランディングでやっていただきたい。(第5回齋藤委員)
- 小麦や大豆への転換も重要ではあるが、米粉や輸出をはじめ、米の消費拡大、需要を創造していくという視点も非常に重要。米以外の品目についても、輸出への取組や、富士氏の説明にあった冷凍野菜など輸入品の国産への切り替え、新商品の開発等の需要の創出に向けた取組が必要。(第5回中家委員)
- 今後、所得向上、消費者の満足度向上、食料安全保障リスクの低減などを考える中で、大胆に水田を畑地に転換していくことが必要。他方、近視眼的に需要だけ追いかけると、水田・畑地のバランスが崩れてしまうおそれ。バランスについての、その方向性については、農林水産省がリーダーシップを示してほしい。(第5回三輪委員)
- 畑地化のインセンティブについて、例えばガスのように需給関係で転換をしなければならない分野では、国が事業者に対して認定制度を設け、事業者に転換してもらい、もし転換によって儲かったら、あらかじめ作った基金にある程度返してもらい、儲からなければ基金から調整するといった新たな仕組みも考えられている。そのような仕組みがないとなかなかトランジションが進まない。(第5回吉高委員)
- 国が生産しろというだけではなく、生産者が安心して新たな品目の生産に挑戦できるようにする必要がある。新しい品目への挑戦には、若手や法人等に着目した方向で検討していくのも一つの考え。(第5回山浦委員)
- 小麦、大豆については、品質や量を考えるとできる地域は一部のみ。自治体ごとに計画的に転換を図る目標設定をし、同時に補助金等を検討すべき。(第5回寺川委員)
- 小麦や大豆は通常加工され、野菜も加工・業務用の国産化という話があり、加工施設をどう配置するかは重要な課題。優良事例の研究や自治体の枠組みを超えた配置といった戦略も必要になると考えられるので、都道府県や農業団体の関わりも期待。(第5回二村委員)

	○ 国産小麦は、産地形成や流通体制の構築、品質の安定化に向けた研究開発、新しい種子等の開発を進める必要。野菜は、川上の立場では、富士氏からの説明にあったような販売方法で品質を確保しつつ、需要に合わせた販売が必要だと感じた。(第5回茂原委員) ○ 野菜は、有機やESGを意識した農産物を安定的に供給することで勝負すべき。葉物野菜は換金作物であり、大都市近郊でも栽培でき、こういった生産の方向性も必要。果樹は、季節労働の問題もあるが、収入が増えれば厳しい労働でもする。日本の果樹は海外で高く評価されており、輸出を後押しする政策は重要。(第5回寺川委員)
(5) 農業生産基盤の維持管理の効率化・高度化 ダム、頭首工等の農業用排水施設等について、集約・再編、省エネ化・再エネ利用、ICT等の新技術活用等を推進し、維持管理の効率化を図る。また、ライフサイクルコストを縮減するとともに、突発事故の発生を防止するため、ドローン、ロボット等も活用して施設の管理水準の向上を図るとともに、適期の更新整備を推進する。さらに、土地改良区の合併、区域拡大や事務連合の設立、多様な主体との連携を促進する。	○ インフラについて、施設の健全性評価を行うべき。個別施設の管理については各地域で温度差があるので、存続させるためには行政側で支える必要があるのではないかと。まずは実態を把握し、アップデートすることが重要だ。それが難しい地域は、道路管理者等の他のインフラ管理者と協調するなど「インフラ群」としてインフラ管理をしていく局面にある。(第8回大橋委員) ○ 農業インフラの維持管理については、果たしてこれは農業者が負担すべきコストなのか。広く国民に負担してもらうようなシステムが必要ではないか。(第8回寺川委員) ○ 農地や水の管理の必要性を非農業者にどう伝えていくか。法律に位置付けられていない共同活動によって社会全体が恩恵を受けていることをどう法律に位置付けていくか議論すべき。(第8回清原委員) ○ 災害が増えており、危機的な状況に陥っている農村もある。農村資源の維持管理力が落ちてきていることが災害多発に影響しているかもしれない。(第8回中嶋委員)

(6) 人材の育成・確保

外国人労働者も含めた多様な雇用労働力の確保が重要であり、この観点から、労働環境の整備や地域内外での労働力調整に関する施策を行う。

また、雇用確保や事業拡大、環境負荷低減や生産性向上のための新技術の導入などの様々な経営課題に対応できる人材の育成・確保を図るため、農業教育機関等における教育内容の充実・高度化や、農業者のリスキリングを推進する。

加えて、農業の発展や地域の活性化のため、生活者の視点を持つ女性農業者が力を発揮できるよう地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成を推進する。

さらに、農業の生産から加工、流通を通じ消費者の手元に届くまでの過程やその課題への理解を深め、国産農産物や環境に配慮した食品などを積極的に選択する意識を事業者も含め国民に醸成するため、こどもから大人までの世代を通じた農業体験などの食育や地産地消といった施策を官民が協働して幅広く進めていく。

- 消費者が、環境配慮型の農産物や、適正な価格の食品を自ずと選択できる環境の構築を検討すべき。(第11回清原委員)
- 国内生産の維持や持続可能な農業生産に向け、消費者理解を促すためにも、国民理解の醸成に向けた取組を整理する必要がある。食育基本法との連携も是非お願いしたい。(第11回上岡委員)
- 食料の安定供給、すなわち、持続可能な農業生産のためには、消費者が適切な価格を理解し購入することが重要。今後、環境に配慮した農業生産を推進していくためにも、環境保全型農業の意義や農業・農村の多面的機能等について消費者の理解なしにはあらゆる意味での持続可能な農業の維持・発展はなし得ないと思料。(第10回上岡委員)
- 消費者については、様々な状況を理解するとか、よりよいものを選択するということは大事であり、そういった項目が基本法の中にあることは大切。消費者の行動を変えるためには、様々な情報が開示され、伝えられることが大切。(第10回二村委員)
- 未来の若手を育成するための教育も重要。どのような課題にも対応できるような人材を常に育成することが、若手が未来の課題を解決することに繋がる。(第10回山浦委員)

- - - - -
- 親元就農を含む新規就農者や雇用農業者の育成・研修、事業継承、農作業受託組織などの農業サービス事業体の育成・促進についても記載する必要。(第4回中家委員)
 - 担い手の確保については、地域に貢献したいリタイア世代や、女性の農業経営者、農福連携など、多様な担い手を想定することが重要。(第4回上岡委員)
 - 農業教育を行っている立場からすると、成長ステージに応じた教育というのは極めて重要。学生だけでなく、ある程度農業を行っている者に対して経営に関する教育を行うことが農業発展の条件となる。(第4回合瀬委員)
 - 活力ある産業にするためには、多様な人が多様なアイデアを持って参入してくる環境が必要。農業には農地という制限があり、新しく参入し

	づらい状況にある。多様な人がチャレンジできる環境整備や、農地について、誰もが使えるようにしていくことは不可欠。(第4回合瀬委員) ○ 外国人労働者についても、技能実習制度と特定技能制度を連動させながら、定着させるための施策を検討すべき。(第4回柚木委員) ○ 消費者の理解を得るためには、多面的機能といったプラスの面だけでなく、農業が環境に負荷を与えている面があることへの理解が切り離せない。農業が環境に良いという面だけが消費者には示されているが、負の面があることも正面切って示す必要があるのではないか。(第7回二村委員) ○ 農業高校や農業大学校の生徒を地域農業の中でOJTで教育したり、幼少の頃からの自然や地域産業に触れるような教育も重要。(第4回上岡委員) ○ 多面的機能支払の生きもの調査は、教育教材として活用されれば、地域の理解醸成に繋がると思う。また、関係人口の創出の観点では、観光資源として農業・農村で体験できる様々なことを考えることも大事。様々な観点から多面的に関係人口を増やしていくことで、農業・農村の重要性について国民の理解醸成に繋げることが重要。(第8回上岡委員) ○ 持続可能な農業の重要性を消費者に理解してもらうような広報戦略が必要。特に、学校給食や食育と連動させた取組が重要。(第7回茂原委員) ○ 食料に対する国民の危機感の無さを感じており、足元の問題として消費者の価値観の転換が必要ではないか。(第1回山浦委員) ○ 国民すべてが、食に対してもっと関心を持つことが必要。食に対して判断する力が国民全体的に落ちてきているように感じており、このあたりのことについても、基本法の中で訴えることができればと思う。(第3回堀切委員) ○ 将来の食料消費者であり、SDGs ネイティブである若い世代に、農村の現状や課題を正しく知ってもらうことが、農業の活性化や価格転嫁等の課題解決に導く重要な鍵となる。(第8回吉高委員)
--	--

(7) 生産性向上のためのスマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業の DX

スマート農業をはじめとして、生産性向上のために必要な技術や品種の開発・普及、これらに資するほ場の大区画化、情報通信環境等の基盤整備や人材育成、規格策定・標準化等の環境整備を進める。また、スマート農業等の先端技術の普及促進を図るため、これら技術を活用した作業代行等を提供する農業支援サービス事業体の育成・活用を推進する。

また、デジタル技術やデータを活用した生産性の高い農業経営を通じて、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業を実現するため、農業・食関連産業の DX に向けた取組を進める。

上記の取組を通じ、生産から流通、販売におけるイノベーションを効果的かつ効率的に推進し、生産性向上を図っていく。

さらに、スマート農業や品種開発など国際的な研究開発競争が激しい分野においては、産学官連携による研究開発の推進、研究開発型スタートアップの育成、民間の研究開発投資の充実を図っていく。

- DX 構想の中でも、価値の伝達にデジタル技術を活用することも、本腰を入れて取り組む必要がある。(第 11 回三輪委員)
- 日本の農業の生産性は極めて低い。その中で生産力の維持や生産性の向上は重要。品種改良や技術開発等はこれまで国が担ってきたが、民間が力を発揮できる体制にすることが、生産性を上げていく第一歩。そのような環境づくりを国で実施いただきたい。(第 10 回合瀬委員)
- 人口減少下においても生産力を維持できる生産性の高い農業経営については、基盤整備の観点もしっかり入れる必要。担い手への集約だけでなく、中山間地域等の条件不利地を効率的に利用するためには、基盤整備が不可欠であるので、理念にも記載し、関係法律で推進することが必要。(第 10 回柚木委員)

- - - - -
- スマート農業やデジタル化、データ利活用など、技術革新や品種改良について積極的な打ち出しをお願いしたい。その実装の課題となる初期コスト・ランニングコストの低減に向け、農業支援サービス事業体の育成、サービス事業体へのアウトソーシングとともに、共同・賃貸利用等、多様な方法で推進すべき。(第 6 回中家委員)
 - 米国の爆発的な増収の要因である CLXL745 のようなハイブリッド種子を日本でも開発し、外食などで求められる低価格帯のコメを提供できるようにしてほしい。日本でも収量を増やせるような先端技術の導入を、農研機構も入れて進めるべき。品種の数や産地間競争を減らし、農研機構を中心に消費者に貢献できる種子開発を効率に行っていくべき。(第 6 回齋藤委員)
 - (水稻の品種開発については、) 民間企業含めて、より多くのプレイヤーが切磋琢磨し、レジリエントな品種供給システムが構築されることが望ましい。農業者支援と比べ、種苗業者支援が不足しており、支援の充実を提案したい。また、公的機関と民間企業が協力した品種開発体制が望ましい。(第 6 回地主氏説明)
 - 国内生産による食料の安定供給のためには、単収向上は重要。その場合、生産性向上と環境負荷軽減の両立に向けた技術開発も必要。環境負

	荷低減を進めるためにも、農地の土壌診断をこれまで以上に強化し、診断結果を集約してデータ解析の基盤を整備していくことも必要。(第6回柚木委員) ○ 生産性向上やみどりの食料システム戦略の取組を進める上で、品種開発は重要。研究開発力が弱体化する中、公的機関の強化と組織間の連携が必要。(第6回中家委員) ○ 単収の向上は食料安全保障上、大切。コメについては減反ありきで単収の向上が進まなかったが、これからは発想を逆転して、単収向上の品種改良を最優先し、それを踏まえた上で農政について検討していく必要。(第6回真砂委員) ○ スマート農業は担い手の減少を補うためにも必要だが、平場だけでなく、中山間地域でこそ効果は発揮されるべきであり、設備や技術の導入に対する支援を厚くすべき。技術の普及、社会実装においては農業支援サービス事業体の育成が鍵となる。(第6回茂原委員) ○ ITやスマート農業を活用したビジネスを行う場合、平場と中山間地では条件が異なることを踏まえ、中山間地モデルといった、立地ごとのモデルを作るべき。企業が各々の思いで展開するより、コンソーシアムなど体制作りが必要。(第6回寺川委員) ○ スマート農業については、経営体が直接機械を購入した場合とサービス事業体に委託した場合について、営農類型や経営規模によって異なってくるだろうが、それぞれのコスト分析をすべき。経営収支の最適な指標を示して、経営の改善を図ることも政策的に進めていく必要。(第6回柚木委員) ○ 親元就農を含む新規就農者や雇用農業者の育成・研修、事業継承、農作業受託組織などの農業サービス事業体の育成・促進についても記載する必要。(第4回中家委員) ○ スタートアップ単独では、農家等と新規に関係性を構築することは困難であり、自治体やJAといった地域農業をよく知る組織との関係構築が重要。資金調達にあたって、総合的な融資窓口や長期での投資検討が可能な機関が今後増えていくことが望ましい。(第6回成勢氏説明) ○ 技術開発そのものも大事だが、農業のプロセス全体の構造が変わるこ
--	---

	とで新たなニーズ等を見出し、技術の活用の仕方が変わる可能性もあるので、ベンチャー育成に対する支援の必要性を感じた。(第6回二村委員) ○ 生産性向上や技術の向上は出口戦略と合わせて考えるべき。施設栽培についても、中長期的に取引してくれる相手先を見つけてから導入しないと赤字となる。(第6回井上委員)
(8) 農福連携の推進等 障害者等の就労や生きがいづくり、新たな働き手の確保の観点から、農福連携の推進のための施策を推進していく。 農業分野における女性農業者及び高齢農業者の参画・活躍がますます重要となる中で今後も引き続きその推進を図っていく。	○ 担い手の確保については、地域に貢献したいリタイア世代や、女性の農業経営者、農福連携など、多様な担い手を想定することが重要。(第4回上岡委員) ○ 活力ある産業にするためには、多様な人が多様なアイデアを持って参入してくる環境が必要。農業には農地という制限があり、新しく参入しづらい状況にある。多様な人がチャレンジできる環境整備や、農地について、誰もが使えるようにしていくことは不可欠。(第4回合瀬委員)
(9) 知的財産の保護・活用の推進 我が国農産物のブランドや品質価値を守るため、種苗法やGI法などを通じて知的財産の保護を図る。これら知的財産に係る法令に基づく審査や実行体制の充実を図るほか、栽培技術等の営業秘密の管理、商標やGIを活用したブランド化等を含め、農業分野において知的財産を戦略的に活用できる専門人材の育成・確保を通じた知的財産マネジメント能力の強化を図る。 また、知的財産の創出や保護に係るコストを価格に反映し、適切なライセンス収入を得られるような知財ビジネスの普及を図るとともに、公的機関や中小種苗会社などの育成者権者の知的財産の保護・活用を促すための民間主体の育成者権管理機関の設立及びその取組を推進する。	○ 価値が適切に伝わっているかという点で、規格や表示、認証といった仕組みもブラッシュアップする必要。例えば、日本ワインという制度ができ、国内醸造のものと、ブドウ自体が国産で国内醸造のものが区別され、世界的に注目されて価格が上がった。(第11回三輪委員) - - - - - ○ 現行基本法には、知的財産についての記載が一切ないが、輸出拡大や所得向上のためには、品種開発・改良と同様に知的財産の保護・活用が非常に重要であり、基本法に明記する必要がある。(第9回中家委員) ○ ボトムアップで知的財産の意識を高めていく点は大切。基本法に位置付けていくという点も賛成。農業関係者から流出している可能性があるのであれば、そこに対する普及啓発や、HACCPやGAPをクリアしないと海外に出せないといったことを含めた普及啓発が重要。(第9回香坂委員)

- 知的財産は重要であり、基本法に位置付けることも必要と考えるが、農業技術やノウハウは横展開する中で相互に技術の向上が図られてきた面もある。何でもクローズにするのではなく、皆で活用しながら内容を高めていくことも考える必要。(第9回柚木委員)
- 技術やノウハウも確かに知的財産だと思うが、合理化・効率化を図る、良い物を各地で生産していくことを考えると、横展開させたい面もあるのではないか。知的財産として、保護していくものと横展開していくものの区分けが必要ではないか。(第9回二村委員)
- 知的財産については、オープンにするという考え方もあるのではないか。ただ守るだけでなく、オープンにすることで、日本の技術を武器として攻めていくことも可能ではないか。(第9回山浦委員)
- ライセンスの一元管理を、機関を通じて行うという考え方は、権利者が不特定多数に及ぶ場合は効率的だと思う。申請しないに対してどのような法的措置がとれるのかを考える必要。この際、専属の人を用意するぐらいの勢いで、日本の農業者が本来利益を得るべき権利を守っていただきたい。(第9回大橋委員)
- (品種について、) 海外流出を早期に発見するために、モニタリングの機能を強化すべきではないか。(第9回三輪委員)
- 知的財産については、強力な育成者権管理機関を早急に構築すべき。また、国費を投じて開発したものが今ここまで流出していることについて、まずは国が責任を持って収束させるべき。まず事業者が活動できる土台を作る意味で、国が責任を持って管理する仕組みを構築すべき。(第9回清原委員)
- 先日、中国産のシャインマスカットをいただいたが、日本産と変わらないくらいおいしくなっていた。栽培技術の流出があったのではないかと大変危惧している。(第9回齋藤委員)
- (品種の海外流出について、) シンガポールやマレーシア等では常態化していると認識された方がいい。販売を見つけるのは簡単だが、中国や韓国のどこで作られたものなのかまで特定するのは極めて難しく、実際の権利維持は困難。資料にあるような専門機関がやらないと、生産者自らが守れというのは難しいと思う。(第9回高槻委員)

	○ 育成者権管理機関には期待しているが、啓発にあたっては、リスクだけを強調すると取組へのハードルが高くなるので、知的財産を守ったので表彰する等といったインセンティブも作るべき。(第9回吉高委員)
(10) 経営安定対策の充実 農業者の経営安定に向けた各種品目別の経営安定対策や、収入保険などのセーフティネット対策を引き続き講じていくとともに、普及・利用促進を行う。	○ 価格形成については、農業生産の現場サイドからすれば、再生産可能な適正な価格形成ということ。これが市場価格で適正に生み出されないのであれば、直接所得補償のような枠組みの議論とも連動してくるのではないか。(第10回柚木委員) - - - - - ○ 農業者の確保は喫緊の課題であるが、農業で飯が食えるという姿、安定的な経営が継続できるといった状況をつくることを軸に、今回の議論を進めていただきたい。(第8回齋藤委員) ○ 大規模化した経営が地域の担い手になることは重要だが、経営不振に陥った場合、地域全体に影響が出るリスクがあり、そうならないためにも丸田氏が言及したような多様な支援策が必要。(第4回清原委員)
(11) 災害や気候変動への対応強化 気候変動や災害等に強い農業を構築していくため、気候変動に適応する技術や品種の開発・普及、気候変動等の影響を考慮した作物の導入、生産基盤の防災・減災機能の維持・強化を図る。	○ 現行基本法では、災害による損失への補てんという規定しかないため、災害からの復旧や防災・減災への支援を明記すべき。(第7回中家委員) ○ 今後は気候変動に対応した品種開発等も必要になると思う。(第9回二村委員) ○ 農業全般においてデータベースを構築し、これをもとに未来予測等を可視化することで、気候変動対応・農村のインフラ維持に有効な打ち手も考えることができ、生産者や消費者に対する理解も深まるものと考え。(第8回吉高委員)

(12) 生産資材の価格安定化に向けた国産化の推進等 輸入に依存する生産資材の場合、輸入価格の変動を受けやすいことから、できる限り価格変動による経営への影響を回避するため、生産資材ごとの状況に応じて輸入の安定化や備蓄に関する施策に取り組みつつ、使用低減の努力に加え、国内資源の有効活用を進めていく。輸入に大きく依存している肥料については、国内での使用削減や、たい肥、下水汚泥資源の利用拡大を積極的かつ効率的に図っていく。	○ 国産肥料・飼料やスマート農業など、今は高価であっても今後の国際情勢次第で国内のものが安価になる可能性もあり、これを見据えて前倒しで導入を進めていくようなことを考えるべき。(第10回三輪委員) - - - - - ○ 現在、経済安保推進法に基づく特定重要物資として肥料を指定する方向で検討されているようだが、官民連携したスキームが必要ではないかと思う。(第1回寺川委員) ○ 肥料原料については何とか確保可能な数量であると思うが、昨今の地政学リスク、資源の偏在を考えると我が国と関係の深い国から安定して確保できる道筋、また備蓄、産業副産物由来の利用、地産地消の促進が重要かと思う。(第1回寺川委員) ○ 資源の有効活用は是非進めるべき。たい肥を作ることにに対する支援ではなく、たい肥を使った農産物を生産して販売する取組への支援があるとよい。(第1回井上委員) ○ 肥料も心配であり、価格高騰が続く中、単なる財政支援だけでは足りない。これまでの部会で紹介のあった化学肥料から有機肥料への切り替えについては、コスト等を考えると現実的には非常に難しく、しっかりした計画が必要。部会の議論の最終的なとりまとめでは、食料生産を支える穀物や肥料の備蓄の在り方について、生産者や消費者の意識や行動の改革につながるメッセージを示す必要。(第9回茂原委員)
(13) 動植物防疫対策の強化 気候変動による家畜の伝染性疾病や植物病虫害の国際的な広がりや国境を越えた物流・交通の活発化を踏まえ、疾病や病虫害の侵入・まん延リスクにも対応した水際及び早期発見・早期防除に係る対策の推進、飼養衛生管理や総合防除の徹底等の国内防疫対策の強化、これらに必要な技術開発を進める。	○ 畜産については、(食品としての)衛生管理に限らず、(生産現場における)疾病の予防体制が必要。(第9回寺川委員)